

令和2年第2回芸西村議会「定例会」議事日程

令和2年6月5日

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第36号 令和2年度芸西村一般会計補正予算（専決第1号）の承認について
- 日程第4 議案第37号 芸西村農業委員会委員の任命について
- 日程第5 議案の一括上程（提案理由の説明）
- 議案第38号 芸西村税条例の一部を改正する条例
- 議案第39号 芸西村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第40号 芸西村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第41号 芸西村介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第42号 芸西村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第43号 令和2年度芸西村一般会計補正予算（第1号）
- 議案第44号 令和2年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第45号 令和2年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第46号 令和2年度芸西村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 報告第1号 令和元年度芸西村一般会計繰越明許費繰越計算書
- 報告第2号 令和元年度芸西村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 報告第3号 令和元年度芸西村簡易水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書

招 集 年 月 日 令和2年6月5日

招 集 の 場 所 芸西村役場議場

開 会 時 間 午前 9時00分

応 招 議 員

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	岡村 俊彰	○	2	岡村 興樹	○	3	伊藤 宏	○
4	仙頭 一貴	○	5	宮崎 義明	○	6	安芸友 幸	○
7	小松 康人	○	8	池田 廣	○	9	松坂 充容	○
10	竹内 英樹	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職 員	氏 名	職 員	氏 名	職 員	氏 名
村 長	溝渕 孝	副 村 長	池本 尚彦	教 育 長	池田 美延
監 査 委 員	大野 美智子	総 務 課 長	都築 仁	会 計 管 理 者	筒井 義明
健康福祉課長	山本 裕崇	産 業 振 興 課 長	岡村 昭	土 木 環 境 課 長	松本 巧
企画振興課長	恒石 浩良	教 育 次 長	佐藤 大輔	総務課長補佐	池田 豪
健康福祉課長補佐	池田 加奈	産 業 振 興 課 長 補 佐	長崎 寛司	企画振興課長補佐	藤川 薫

※新型コロナウイルスの影響を考慮し、課長級以上の出席

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	吉永 卓史
--------	-------

【議事の経過】

令和2年6月5日（金）

[9:00 開会]

《開会》

○ 竹内 英樹 議長

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、令和2年第2回芸西村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

《諸般の報告》

○ 竹内 英樹 議長

日程に入る前に、諸般の報告をします。監査委員から2月、3月、4月の例月出納検査の結果報告が提出されています。以上をもって、諸般の報告を終わります。

《日程第1》

○ 竹内 英樹 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、本定例会を通じて、3番伊藤宏君、4番仙頭一貴君を指名します。

《日程第2》

○ 竹内 英樹 議長

日程第2、会期の決定を議題にします。本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長小松康人君。

○ 小松 康人 議員

おはようございます。議会運営委員会報告をいたします。去る、5月29日に本定例会の会期につきまして、協議をいたしました結果、お手元に配付してあります会期及び審議予定表のとおり、本日6月5日から11日までの7日間とするものです。本日は、まず、村長提出の議案第36号の提案理由の説明を受け、審議・採決を行います。次に、議案第37号の提案理由の説明を受け、審議・採決を行います。その後、議案第38号から第46号までを一括上程いたしまして、提案理由の説明を受けることにいたします。最後に、報告第1号から第3号までの報告を受けることにいたします。6日から9日までは議案精査のため休会とします。10日は一般質問を行っていただきます。11日は、議案第38号から第46号の審議・採決並びに議員提出議案の審議・採決を行っていただきます。以上が、本定例会の会期日程でございます。本議会の円滑な運営をお願いして、議会運営委員会の報告といたします。よろしく願いいたします。

○ 竹内 英樹 議長

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月11日までの7日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。〔「異議なし」の声〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月11日までの7日間に決定しました。

《行政報告並びに提案理由の概略説明》

○ 竹内 英樹 議長

村長より、行政報告並びに提案理由の概略説明の申し出があります。これを許します。溝淵村長。

○ 溝淵 孝 村長

本日は、6月議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには、何かとご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。まず、提案に先立ち現在の事務・事業の執行状況等、諸般の報告をいたします。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、5月25日に国における緊急事態宣言が全面的に解除となりましたが、その後、一部の地域においてはクラスター感染の発生状況も確認されるなど、感染の第2波に対する警戒感が強まっております。しかしながら、全国的に見れば第1波ともいべき発生状況は一旦落ち着いた形となっておりまして、これも住民の皆さまの多大なご尽力・ご協力のおかげであると、この場をお借りし心からの感謝を申し上げさせていただきます。

一方でこの間、国におきましても総額1兆円の「地方創生臨時交付金」が創設され、村には約5000万円の配分の決定がっております。これにつきましては、既に着手している高知県と連携した休業等要請協力金や村の持続化給付金、子育て世代を対象とした児童手当や児童扶養手当への追加支給などに加え、花卉農家への支援策等、地域の実情に応じた効果的できめ細やかな事業を計画し、現在国に申請中です。6月下旬の交付決定の後、感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援に向けた地方創生事業をスピーディーかつ積極的に展開してまいります。

また、この臨時交付金につきましては、全国知事会から一次交付分の3倍程度への増額を要望してありましたところ、要望どおり、国の二次補正分として2兆円の増額案が発表されております。つきましては、これに対応する次回の増額配分を見据え、より即効性のある新たな事業についても早急に行えるよう、既に検討を進めております。

さらに、一律10万円の定額給付金の状況ですが、5月末時点で対象世帯1750世帯のうち、給付済みは901世帯で給付率は51.48%となっております。

それから延期となっております、県民座談会「濱田が参りました」につきましては、6月26日開催の予定で調整が進められております。席の配置や出席者の状況等に感染予防対策が講じられ、タブレットを使用した遠隔操作など、会場設営に一部変更が加えられておりますが、濱田知事と直接意見交換のできる有意義な機会にしたいと考えております。

まず、地方創生ですが、計画見直しの時期を迎えておりました、芸西村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、第1期の基本目標の大枠を維持しつつ、各項目をバージョンアップさせ、人口減少の抑制と地方創生を実現するため、本村における人口の現状と将来の展望をまとめた芸西村人口ビジョン（改訂版）並びに、今後5年間の目標や具体的な施策をまとめた第2期総合戦略を策定いたしました。

昨年度のふるさと納税は、村を応援していただける多くの皆さまから、約6億9千万円の寄附をいただきました。

また、本年に入り新型コロナウイルス感染症拡大の影響で花卉類の販売が大きく低迷したことを受け、5月の母の日に合わせた芸西産の花束を返礼品に採用し完売となりました。今回の取り組みをもとに、花卉類の返礼品のさらなる磨き上げを行ってまいります。

地域振興は、集落活動センター事業は活動拠点の整備がほぼ完了し、引き続き、シキビ・サトウキビの生産販売事業、竹害整備の受託事業また、加工部による商品開発の業務を柱とした取り組みを行っております。8回目の開催となる高知大学出前公開講座は大学側と日程及び、講座の調整中であり、内容が決まり次第、広報、村ホームページ等でお知らせいたします。プレミアム付商品券事業につきましては、3月末日をもって終了いたしました。利用状況は1174冊、587万円分の商品券を販売いたしました。

観光振興は、本年で5年目となります、農山漁村生活体験（民泊）は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、4月と5月に来村予定であった関西圏の中学校2校は、研修先の変更や日程延期などについて東部観光協議会と調整を行いましたが、民泊自体はやむなく中止という判断となりました。7月12日に予定しておりました、ごめん・なはり線の日イベントは、同活性化協議会と協議の結果、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、開催中止となりました。

地域公共交通は、おでかけバスの停留所標識整備は県の事業許可を受け、設置に向けた準備を行っております。

本年度予定されております村長選挙は、6月1日に開催された選挙管理委員会で、10月20日告示、同25日の投開票と決まりましたので、今後広報等でもお知らせしていく予定です。

次に、住民福祉・保健衛生では、10月から産婦健診と産後ケア事業に取り組みます。産婦健診は、身体的な健康だけでなく、メンタルヘルスを含む育児に関する状況を把握し、産褥期の支援を目的に行います。産後ケア事業は、必要に応じて助産師が訪問して心身のケアや育児への専門的なサポートを行います。これにより、産前産後の母子に対する支援の強化を行ってまいります。

国において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みとして、児童手当対象児童に1万円を給付する子育て世帯への臨時特別給付金事業に加え、村独自で国の制度の対象児童に1万円、ひとり親家庭等に支給される児童扶養手当対象児童に1万円を給付する子育て世帯支援給付金事業を策定し、現在支給の準備をしております。

各ふれあいセンター、ほっとハウスについては、高知県が示す感染症対策や新しい生活様式の実践例等を参考にして5月25日から再開しました。運営については必要に応じて見直しを行います。今までと違う利用の制限によりまして皆さま方にご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

5月中旬までの高齢者等への見守りについては、各種事業の中止や福祉関連施設の休館、不要不急の外出自粛が求められたこともあり、保健センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会、各ふれあいセンター職員により、必要に応じて電話連絡等の対応を行いました。

広報活動としまして、感染症予防のほかに自粛生活が続く中で心掛けていただきたい運動や食事等に関する広報を行いました。今後も国や県から示される感染対策を参考にしながら広報を行ってまいります。

産業では、村内でも業種を問わず多岐に渡り、新型コロナウイルス蔓延による収入減少の影響が及んでおります。これに伴い、国が5月1日から持続化給付金の申請受付を開始いたしました。この持続化給付金制度は、広範囲の事業者を対象に昨年同月比50%以上の収入減少月があった場合、法人事業者、個人事業者にそれぞれ最大200万円、100万円を給付する制度です。村といたしましては、国の給付金制度の対象とはならない減少率が20%から50%未満の法人、個人事業者の皆さま方にも、それぞれ上限40万円、20万円の村独自の給付金を支給します。また、休業や営業時間の短縮にご協力いただいた事業者に対し、県が支給する休業等要請協力金についても、県と連携し負担いたします。

地籍調査は、本年度の事業実施要望額が減額されたことにより、当初予定していた調査地区を一部変更いたします。津野地区を皆減し、西分地区の国道沿いの残地0.01平方キロメートルと山間部は面積を0.19平方キロメートル増やした0.96平方キロメートルを実施すべく入札の準備を行っております。例年、所有者並びに相続関係者を対象に説明会を開催しておりましたが、本年は説明資料を送付することといたします。

移住促進は、分譲用宅地造成工事につきましては、現地東側の村道入野4号線改修工事が順調に進めば7月末に完成する予定になっておりますので、引き続き6区画の造成工事に着手できるよう6月中旬に入札を行う予定になっております。

農業振興ですが、2月以降、新型コロナウイルス感染拡大によりまして、特に花卉農家は大幅な価格低減により大きなダメージを受けました。このコロナウイルス感染の終息が見えない状況であるため、村内の花卉農家約30軒の内、何軒かは次年度作を野菜に転換する農家もあると聞いております。そこで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、村が公共施設（庁舎各課、各ふれあいセンター、小、中学校の各教室等）に次期作が出始める10月下旬から3月まで毎週、芸西の花を購入し、来庁者や利用者の心の癒しと花卉農家を応援するため補正予算を計上しております。

園芸用ハウス整備事業については前期の1件を事業決定し、5月13日に入札が行われ着手しております。

環境制御技術普及促進事業につきましては、本年度も9軒の農家から計画が挙がっております。現在県が取りまとめを行っており、県の承認後、村も事業の決定を行えるよう準備を進めております。

担い手支援事業として新規就農を目指す方1名が、4月から農業担い手育成センターで6カ月間の予定で研修に励んでおります。

毎年恒例行事であります村外の幼稚園との収穫体験交流事業は、園児と保護者の健康面と安全を考え、本年はやむなく中止することになりました。

林業・水産は、松くい虫防除対策としまして地上散布の発注を行いました。7月末までに3回の防除作業を予定しており、美しい琴ヶ浜の松林保全に努めてまいります。水産事業では、ヒラメの稚魚放流を5月29日に行いました。また、西分漁港西側岸壁へのゴム製タラップ取付け工事は発注しており、6月末には完成

予定です。フォークリフト購入支援としての補助事業は4月下旬に完了しております。

住宅は、北芝団地の設計委託業務は現在、県に補助申請を提出しており交付決定後着手するよう準備を進めております。

土木ですが、公共土木では、北芝分譲宅地への北側からの進入路となる村道入野4号線拡幅工事と橋梁補修工事の繰越事業分を施工しております。

本年度の事業では、村道、林道、舗装修繕等の維持工事や公共施設適正管理事業債を活用した舗装工事、村内の全橋梁の点検業務、入野4号線の継続分等の発注を行いました。

また、緊急自然災害防止対策事業では、林道赤野川線の老朽化の激しい栈道の架け替え事業に新たに取り組むこととし、事業計画を策定し、関連する補正予算を計上しております。

農業土木では、中山間地域所得向上支援事業のパイプライン整備と用水路補修工事の県の設計審査が完了しましたので工事に向けた準備を行っております。

治水対策では、排水機場やブルドーザーの保守点検業務を行い、台風シーズンへの備えを進めました。

県発注の和食川導流堤の西側出口の改築工事は、6月末の完成予定となっておりますが、梅雨時期でもあり出水に備えて仮設排水ポンプ設置等の対策を行い作業が進められております。

高規格道路事業では、和食西地区と西分地区で用地交渉に着手しており、契約が整った農地ではハウスの移転作業も始まりました。また、道路本線の工事関連では、和食地区などで工事の支障となる上下水道管や電柱等の移転に関する協議を関係機関で進める予定となっております。

和食ダム事業では、瓜生谷地区河川改修の用地測量や架け替えとなる2つの橋の設計協議を行いました。今後、県と地権者との用地交渉が進められ、本年度中に1つの橋の架け替え工事を行う予定となっております。

環境衛生は、毎年6月第3日曜日に行っております「芸西村環境の日」の清掃作業は、住民間の接触の機会を減らし新型コロナウイルスの感染を防止する観点から中止することといたしました。また、例年、今の時期に道端などで花を咲かせるオオキンケイギクへの対応につきましては、抜き取り等の駆除の効果もあり見かけることも少なくなってきましたが、道路などで確認した場合には継続して駆除を行ってまいります。

消防・防災は、消防団では5月15日に総会を開催予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、書面決議といたしました。本年度は退団者4名、入団者1名となっております。工事関係では、昨年度から繰越で実施しております、西分乙の消防用階段設置工事について、変更が生じたため増額の補正予算を計上しております。

防災関係では、繰越事業で実施しております、公共施設非構造部材耐震化工事5施設（役場庁舎、村民会館、生涯学習館、資料館、老人福祉センター）については、6月末の完成予定です。また、憩ヶ丘運動公園3施設（村の家、体育館、柔剣道場）の耐震化も業者が決定しました。工期は、12月末までとなっております。期間中は利用が制限されることとなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

本年度中の作成が求められております、国土強靱化計画については、県の補助事業を活用するため、補助申請を提出したところです。交付決定後は事業実施に向けて入札を行います。

防災対策備品としましては、災害時用の浄水器2台の発注を完了しております。

また、今後台風や大雨が心配される時期にもなりますので、避難所での感染予防対策など新たな課題もありますので、必要な準備等を進めてまいります。

教育ですが、本年度も、保育所・幼稚園・小学校・中学校は、それぞれの年間計画に基づいて保育・教育が始まりました。4月7日には始業式、入学式が行われ、令和2年度の新学期がスタートしましたが、4月16日に新型コロナウイルス感染症対策のため、政府が緊急事態宣言を全国に拡大したことにより、本村の小中学校でも4月20日から5月10日まで再度臨時休業といたしました。それに合わせて、保育所及び幼稚園、学童保育に登園自粛要請を行いました。小中学校の教員においても学校での人との接触を極力避けるため、可能な範囲で在宅勤務といたしました。

5月11日からは、学校を再開いたしました。当面は机や手すり等の消毒、毎朝の検温の実施や学校でのマスクの着用も熱中症予防に留意しながら継続してまいります。教室でもできるだけ3密を避けるように机を離し、換気の徹底や手洗いの推奨等、感染予防対策を行ってまいります。

修学旅行につきましては、例年中学校は4月、小学校は5月に実施しておりましたが、それぞれ、10月、

12月に延期し実施する予定です。その他の学校行事につきましても、新型コロナウイルス感染症の動向を注視しながら実施してまいります。

休業により不足した授業時数の確保については、夏季休業日を短縮し、7月31日まで授業を実施することで確保できる見通しですので、本年度は、8月1日から8月31日までを夏季休業日といたします。

例年7月最終土曜日に開催しておりました納涼祭はイベントの性質上、感染症予防対策が難しく村民の方々の健康と安全を最優先に考えた結果、納涼祭実行委員会により、中止することが決定しております。

図書館は、当面の間、閲覧用の座席数を半分とし、机などの消毒回数を増やしまして、密とならないよう注意しながら、開館いたしております。

小中学校のICT教育環境整備事業は、校内情報通信ネットワーク整備に加えて、全普通教室への電子黒板導入に着手し、2学期中の運用開始を予定しております。今後整備予定の児童生徒用端末は、3カ年かけて1人1台の整備計画としておりましたが、計画を前倒しし、本年度全児童生徒分の整備ができるよう補正予算に計上しております。

憩ヶ丘運動公園運動広場の照明LED化工事は、日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金が4月17日に採択となり、現在、実施設計業務を発注しているところです。

次に、特別会計です。

国民健康保険は、令和元年度の特定健診の受診率の速報値は、前年度比0.1%減の40.3%となりました。8月12・13日には村民会館におきまして集団健診を予定しております。実施については、感染予防対策や県下の実施状況等を考慮しながら判断をしていきたいと考えております。

今議会に提案いたしました議案は、専決処分の承認1件、条例5件、補正予算4件、人事案件1件、報告3件の合計14件です。詳細につきましては、担当課長等に説明させますので、ご審議の上、適切なご決定を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○ 竹内 英樹 議長

以上で、村長の行政報告並びに提案理由の概略説明を終わります。

《日程第3》

○ 竹内 英樹 議長

議案第36号令和2年度芸西村一般会計補正予算（専決第1号）の承認についてを議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

おはようございます。議案第36号令和2年度芸西村一般会計補正予算（専決第1号）の承認についてを説明します。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

1ページをお願いします。（1pを通読）

6ページをお願いします。（6～10pを読み上げて説明）

今回の補正予算は、国の新型コロナウイルス対策に関連する事業で、総務費で特別定額給付金に関する経費、民生費で子育て世帯への特別給付金に関する経費、商工費で高知県の休業要請協力金の負担金及び村独自の持続化給付金の経費をそれぞれ計上しております。以上です。

○ 竹内 英樹 議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありますか。

9番、松坂充容君。

○ 松坂 充容 議員

9番松坂です。この補正予算を専決処分によしということにしたのは、4月30日の全員協議会であったと思います。それは、給付の作業を早く進めたいという、そういう意向があったからそうしたのだと思います。

しかし、実際に、その申請あるいは給付作業をしたのはですね、申請が5月20日、給付したのが5月28日だったと思いますが、この作業量というかスピード感の中で、補正予算を議決するための時間が取れなかったのか、専決する必要が本当にあったのかどうかという疑問が残りましたので、村長の見解をお尋ねしたいと思います。

それと、もう一つ、DVとか児童虐待などいろんな事情で別居中の世帯に対し、世帯主ではなく個人に給付という要望があります。当村の場合には、そのような事例があるのか、あるとすればそういうふうな方法で給付ができていますのかどうかお尋ねしたいと思います。

○ 竹内 英樹 議長
都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

松坂議員の質疑にお答えをしたいと思います。私のほうからはDVの関係のほうを説明をさせていただきます。ご質問のありましたDVとか児童虐待とかについての給付の仕方を世帯を分けるとかいう方法があります。届け出によって。それにつきましては、個別の事例とか件数については、ここで申し上げるのは差し控えさせていただきますが、おっしゃるように特別な事情により世帯を分けて送付したという事例はありません。その際、全部の件数がそうというわけではないですが、今のところ申請手続きや給付についてこれまで順調に給付をしております。以上です。

○ 竹内 英樹 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

松坂議員からご質問をいただいておりますが、専決と臨時議会の違いについてどのような認識かというふうなことであったと思いますが、地方自治法の第179条に特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるときとか、いくつかの専決の規定が設けられておまして、今回の判断につきましては、自治法上の法令に何か抵触するかというふうなことではないというふうには考えております。ただ、補正予算につきましては、金額は確かに大きいということもありまして、臨時議会を開く、それとも専決処分での対応をさせていただくか、先ほどの議員のご説明の中にもありましたけれど、議員の皆さまのご意見を聞かせていただければという思いから、4月30日の議員の全員協議会で、「他の自治体の状況もバラバラです」と。「専決の所もあれば臨時議会を開く所もあるということ、あと国のほうからは5月に入りましたら早急に事務処理には、いずれの場合にしても入ってよろしいということなので、あまり差異はないかなというふうには考えております」というふうには私は説明をここで、この場でさせていただいたというふうに記憶をしております。ただ、「全国津々浦々の自治体で全国一斉の作業が行われるわけで、うちだけが作業するという問題ではないというこの緊急事態の内容である」ということと、「できるだけ密を避けたいという思いはございますので、その辺のところでは皆さんのご意向もお伺いをさせていただいた」というふうな記憶をしているところであります。その中で、少しでも早く給付をとのご意見も、議員の皆さまからいただきまして、総務課長、副村長からも最後に確認をさせていただいて、そして、議長はじめ議員の皆さんからも専決で異議なしということでご同意をいただいたものということで、そのご判断をいただいたものというふうなことで受け止めまして専決で処分をさせていただいたということでございます。厳密に言えば、事務の流れはどのような差があったのかというふうなところも出てこようかと思っておりますけれども、臨時議会とした場合は日程などにより変わってきますが、少なくとも5月1日付で専決処分をさせていただいたことで、当日担当課が予定していた給付金に関するシステムの導入契約、こうしたところとか封筒の印刷の印刷発注などが比較的早期に着手できたということで、数日程度はいわゆる臨時会を開くよりは、前倒しをできたというふうな報告を原課のほうからは受けております。議員からはお尋ねはございませんけれども、安芸郡下の状況を確認をいたしました。安芸郡下では、安芸市は臨時議会で対応して、あとは室戸市以下全市町村が専決でやっているというふうな状況でございます。ご理解賜りますようお願いいたします。

○ 竹内 英樹 議長

他に質疑ありませんか。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで、討論を終わります。
これから議案第 36 号を採決します。
本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
挙手多数です。
従って、議案第 36 号は原案のとおり承認することに決定しました。

《日程第 4》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 4 議案第 37 号芸西村農業委員会委員の任命についてを議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

議案第 37 号についてご説明いたします。芸西村農業委員会委員の任命について、下記の者を芸西村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。農業委員につきましては、法改正により 3 年前から、議会の同意を得て村長が任命をするということになっております。現農業委員は、7 月 20 日に任期満了を迎えるにあたり、4 月 13 日から 5 月 12 日までの間、広報がいせいに公募し定数 14 名に対し 14 名の応募がありました。新たに任命する委員の任期につきましては、令和 2 年 7 月 20 日から令和 5 年 7 月 19 日までの 3 カ年となります。同意をいただきたい者の氏名、生年月日、住所は、「芸西村農業委員会委員の任命について」の氏名・生年月日・住所を読み上げ。以上であります。以上 14 名であります。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○ 竹内 英樹 議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 37 号を採決します。
なお、本議案は、議案としては 1 件ですが、その内容は 14 件ありますので、任命同意については、議案の記載順に、お 1 人ずつ 14 回に分けて採決します。
公文基嗣氏の任命同意に、賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
したがって、公文基嗣氏の任命に同意することに決定しました。

吉永義量氏の任命同意に、賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
したがって、吉永義量氏の任命に同意することに決定しました。

川田忠宏氏の任命同意に、賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
したがって、川田忠宏氏の任命に同意することに決定しました。

高松敏子氏の任命同意に、賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
したがって、高松敏子氏の任命に同意することに決定しました。

山崎一義氏の任命同意に、賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
したがって、山崎一義氏の任命に同意することに決定しました。

松本勇氏の任命同意に、賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
したがって、松本勇氏の任命に同意することに決定しました。

貞廣誠也氏の任命同意に、賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
したがって、貞廣誠也氏の任命に同意することに決定しました。

小松優氏の任命同意に、賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
したがって、小松優氏の任命に同意することに決定しました。

都築英明氏の任命同意に、賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
したがって、都築英明氏の任命に同意することに決定しました。

清遠典子氏の任命同意に、賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
したがって、清遠典子氏の任命に同意することに決定しました。

関川裕二氏の任命同意に、賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
したがって、関川裕二氏の任命に同意することに決定しました。

安岡志乃氏の任命同意に、賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
したがって、安岡志乃氏の任命に同意することに決定しました。

岡村和紀氏の任命同意に、賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
したがって、岡村和紀氏の任命に同意することに決定しました。

石河史成氏の任命同意に、賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
したがって、石河史成氏の任命に同意することに決定しました。

《日程第5》

- 竹内 英樹 議長

日程第5、議案第38号から議案第46号までを一括上程します。議案順に順次説明を求めます。都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

議案第38号芸西村税条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した事業者等に対する地方税の徴収猶予制度の特例を設けるもの。また、軽自動車税環境性能割の臨時軽減を6カ月間延長するもの。また、中小企業者の支援を目的とした固定資産税の特例措置の拡充が主なものです。

議案第39号芸西村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を説明をします。今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免制度の拡充を行うもので、令和2年2月分までさかのぼって減免できるよう改正を行うものです。以上です。

○ 竹内 英樹 議長

山本健康福祉課長。

○ 山本 裕崇 健康福祉課長

おはようございます。議案第40号芸西村国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明します。今回の条例改正は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関し、必要な事項を定めるものです。対象者は、新型コロナウイルス感染症に感染した者や、発熱等の症状があり感染が疑われる者で、休業して4日目から支給の対象とするものです。

続きまして、議案第41号芸西村介護保険条例の一部を改正する条例について説明します。今回の条例改正は、令和元年度の消費税の改定により、低所得者に対する保険料の軽減が拡充されることに伴い、令和2年度の保険料について第1段階から第3段階の年額保険料を段階に応じて1890円から9450円軽減するものです。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、同一世帯の主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合は、事業収入等が前年に比べ一定以上減少した場合の保険料の減免について必要な事項を定めるものです。

続きまして、議案第42号芸西村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について説明します。今回の条例改正は、高知県後期高齢者医療広域連合が新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金を支給するに当たり、その事務の一部を村において行うために改正するものです。

○ 竹内 英樹 議長

都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

議案第43号令和2年度芸西村一般会計補正予算（第1号）を説明します。

1ページをお願いします。（1pを通読）

6ページをお願いします。（6pを読み上げて説明）

7ページをお願いします。

歳入です。

（7p）民生費国庫負担金169万円増。こちら介護保険料の消費税増額による影響分を軽減するものです。

（7p）総務費国庫補助金841万5千円増。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。

（7p）民生費国庫補助金45万6千円増。

（7p）衛生費国庫補助金34万円増。

（7p）教育費国庫補助金477万円増。小中学校へ児童用端末整備の補助金です。

（8p）民生費県負担金84万5千円増。

（8p）衛生費県補助金10万円増。

（8p）農林水産業費県補助金7万5千円増。

（9p）基金繰入金1109万7千円増。こちら主にふるさと応援基金の繰入金です。

（10p）雑入9万2千円増。

- (11p) 一般単独事業債 300 万円増。林道赤野川線改良工事に関するものです。
続きまして、歳出です。
- (12p) 老人福祉費 368 万 8 千円増。介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金です。
- (12p) 児童福祉総務費 70 万 9 千円増。
- (13p) 予防費 69 万 2 千円増。
- (14p) 農業振興費 1199 万 4 千円増。レンタルハウス建設補助の追加が主なものです。
- (14p) 林業振興費 302 万 5 千円増。林道赤野川線の山道の改修工事に要する費用です。
- (15p) 消防施設費 350 万円増。西分乙地区の水利確保用の階段設置工事の追加分です。
- (16p) 教育振興費 499 万 5 千円増。児童用端末の購入費です。
- (16p) 教育振興費 216 万円増。こちらも児童用端末の購入費です。
- (16p) 学校給食費 11 万 7 千円増。
一般会計は以上です。

○ 竹内 英樹 議長
山本健康福祉課長。

○ 山本 裕崇 健康福祉課長。

議案第 44 号を説明します。(令和 2 年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号))

1 ページをお願いします。(1 p を通読)

6 ページをお願いします。(6 p ~ 7 p を読み上げて説明)

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の傷病手当金に関する予算を計上しております。

次に、議案第 45 号を説明します。(令和 2 年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号))

1 ページをお願いします。(1 p を通読)

4 ページをお願いします。(4 p ~ 5 p を読み上げて説明)

今回の補正は、令和元年度の消費税の改定に伴う低所得者の保険料の軽減に関する予算を計上しております。

次に、議案第 46 号を説明します。(令和 2 年度芸西村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号))

1 ページをお願いします。(1 p を通読)

6 ページをお願いします。(6 p ~ 7 p を読み上げて説明)

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の感染予防として後期高齢者被保険者証の郵送料を計上しております。

○ 竹内 英樹 議長
以上で、一括上程議案の説明を終わります。

《日程第 6》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 6、村長よりお手元に配付いたしましたとおり、地方自治法施行令第 146 条第 2 項並びに第 150 条第 3 項の規定による繰越計算書の報告が提出されております。

この際、繰越計算書の説明を順次求めます。都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

報告第 1 号令和元年度芸西村一般会計繰越明許費繰越計算書を説明します。自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告します。

1 ページをお願いします。(事業名、翌年度繰越額を通読。)緊急自然災害防止対策事業については、年度内に事業が完了したため繰越額が 0 となりました。(事業名、翌年度繰越額を通読。)以上です。

○ 竹内 英樹 議長
松本土木環境課長。

○ 松本 巧 土木環境課長

報告第2号令和元年度芸西村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

1ページをお願いします。(事業名、翌年度繰越額を通読。)

続きまして、報告第3号令和元年度芸西村簡易水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書。地方自治法施行令第150条第3項の規定により、別紙のとおり報告します。

1ページをお願いします。(事業名、翌年度繰越額を通読。)以上でございます。

○ 竹内 英樹 議長

以上で報告を終わります。

《 散 会 》

○ 竹内 英樹 議長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

[9:57 散会]